

〈はまぎん〉資金振替サービス利用規定

【平成22年01月04日改定】

第1条【サービスの内容】

(1) 利用可能なサービス内容

「〈はまぎん〉資金振替サービス」(以下「本サービス」といいます)とは、一定の設定条件に基づき、本サービスの契約者(以下「契約者」といいます)の支社・支店・営業所等(以下「支社等」といいます)の預金口座(出金口座)から、契約者の本社等(以下「本社」といいます)の預金口座(入金口座)へ、資金を自動的に集中するサービスをいいます。

(2) 申込手続き

本サービスの利用申し込みにあたって契約者(本社)は、株式会社横浜銀行(以下「当行」といいます)の窓口に、当行所定の〈はまぎん〉資金振替サービス利用申込書(本社用)〔以下「利用申込書(本社用)」といいます〕を提出し、本サービスで利用する預金口座(入金口座)(以下「振替集中口座」といいます)を指定するとともに、支社等の名称が記載された「引落指定先名簿」を提出することとします。

また、引落指定先名簿に記載された支社等は、別途〈はまぎん〉資金振替サービス利用申込書(支社等用)〔以下「利用申込書(支社等用)」といい、利用申込書(本社用)と合わせて、以下「利用申込書」といいます〕により、支社等の預金口座(出金口座)(以下「引落指定口座」といいます)を指定することとします。

(3) 取扱可能な預金科目

本サービスにおいて取扱可能な振替集中口座・引落指定口座は、それぞれ日本国内の当行本支店にある、本社または支社等名義の普通預金(決済用普通預金を含む)または当座預金に限定します。

(4) 資金振替の実行

当行は、支社等から提出を受けた利用申込書(支社等用)に記載の内容にしたがって、振替集中口座あてに資金を振り替えます。

第2条【振替条件】

支社等の振替条件は、利用申込書(支社等用)により、支社等(引落指定口座)毎に、次のいずれか〔①②③〕は1つのみ、④は複数指定可能〕を指定することとします。

① 振替金額の指定方式

- a. 残高全額〔決済確認前の証券類(以下「他店券」といいます)残高を含む〕
- b. 支払い可能残高(他店券を含まない残高)の全額
- c. 支払い可能残高から一定金額を控除した金額
- d. 支払い可能残高のうち、一定金額の整数倍の金額

② 振替日の指定方式

- a. すべての銀行営業日(毎週月曜日から金曜日、ただし祝休日および12月31日から1月3日を除く)
- b. 日付指定(月中の特定の日)(月間15日以内)〔この場合、毎月振替のほか、年間6か月以内で振替月の指定も可能です〕
- c. 曜日指定(週中の特定の曜日)

③ 振替日が「銀行営業日以外の日」(以下「休業日」といいます)にあたった場合の処理(休日調整区分)

- a. 前営業日に振替
- b. 翌営業日に振替
- c. 振替しない

なお、「② 振替日の指定方式」で a を選択した場合は、c のみ選択可能です。

④ 取扱(振替起動)時刻

- a. 午前 9 時
- b. 午前10時
- c. 午前11時
- d. 正午
- e. 午後 1 時
- f. 午後 2 時
- g. 午後 3 時
- h. 午後 4 時
- i. 午後 5 時
- j. 午後 6 時
- k. 午後 7 時
- l. 午後 8 時

ただし、振替集中口座の預金科目が当座預金の場合は、i・j・k・l は選択できません。

第3条【他店券の取り扱い】

- (1) 第2条①で a を選択したことにより、他店券を含めて資金振替を行なった場合、当該他店券について不渡り返還時限経過後、決済を確認した後でなければ、当行は振替集中口座からそれに見合う金額の払戻は行ないません。
- (2) 振替集中口座に振り替えた資金の中に他店券が含まれており、その他店券が不渡り返還された場合は、当行は振替集中口座からその金額を出金のうえ、当該他店券は権利保全の手続きをせず、他店券の入金取扱店において、当行所定の方法により入金者(支社等)あてに返却します。なお、当該不渡り返還証券類の返却にあたり、当行から支社等あて連絡が不調に終わった場合は、当行は本社に通知するので、本社は責任を持って支社等に連絡することとします。

第4条【資金振替の実施】

- (1) 資金振替の取り扱いにあたっては、引落指定口座から当行の預金規定ないし当座勘定規定の定めによらず、普通預金通帳・同払戻請求書の提出または小切手の提示なしで、自動的に引き落としのうえ、振替集中口座に自動入金します。
- (2) 引落指定口座の預金残高不足等に起因する振替不能時において、振替金額の一部を振り替える取り扱いはいたしません。
- (3) 最終預金残高の全額を振り替える場合で、引落指定口座に受け入れた他店券を、当行の裁量によりすでに支払資金に充てている場合は、振替処理をしません。
- (4) 振替日が休業日にあたる場合で、振替日を変更することにより、他の所定振替日と重なることとなる場合は、休業日分の振替処理は行ないません。

第5条【手数料】

本サービスの利用に際して、契約者は当行所定の手数料を支払うこととします。なお、本サービスを解約する場合に、解約時点において未払いとなっている従量手数料についても同様とします。

① 手数料の種類

- a. 当初契約料……引落指定口座(支社等の口座)の新規登録時に、契約者が1回だけ支払う手数料
- b. 月額基本手数料……振替集中口座1口座毎に契約者が毎月支払う手数料
- c. 従量手数料……振替件数1件毎に契約者が支払う手数料

② 手数料の支払方法

次の時期に、いずれも当行の普通預金規定または当座勘定規定の定めにかかわらず預金通帳および払戻請求書の提出または小切手の呈示なしで、あらかじめ契約者(本社)が指定した手数料引落指定口座から当行所定の方法により自動的に引き落とします。

- a. 当初契約料……引落指定口座の新規登録時に引き落とします。
- b. 月額基本手数料・従量手数料……1か月分を取りまとめのうえ、翌月の当行所定の日(当日が休業日の場合は翌営業日)に引き落とします。なお、1か月に満たないサービス提供期間についても、1か月分の月額基本手数料がかかります。

第6条【取引明細の通知】

当行は、資金振替取引明細について、振替日の翌営業日以降に当行所定の方法により契約者(本社)に通知するので、契約者(本社)はその内容を確認することとします。

第7条【届出事項の変更】

(1) 変更の届け出

契約者は、印章、名称、商号、代表者、住所、電話番号その他当行への届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の書面により契約店に届け出ることとします。これらの届け出等の前に契約者に生じた損害について、当行は賠償責任を負いません。

(2) 通知等の延着、未着

前項による届出事項の変更の届け出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第8条【解約】

(1) 当事者の都合による解約

本サービスは当事者の一方の都合でいつでも解約できます。ただし当行に対する解約の通知は当行所定の書面によることとします。

(2) 長期間取引がない場合の解約

本サービスの振替集中口座・引落指定口座について1年以上の期間にわたり取引がない場合、または届出事項の変更があったにも関わらず第7条の規定に基づく変更の届け出がない場合は、当行は本サービスを解約する場合があります。

(3) 即時解約

契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行は契約者になんら通知を発信することなく即時に本サービスを解約できます。

- ① 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始・会社更生手続開始、もしくは特別清算開始、その他これらに類する法的整理手続の開始の申立があったとき
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ③ 相続の開始があったとき
- ④ 住所変更の届け出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明になったとき
- ⑤ 契約者が第5条に定める手数料を支払わないとき
- ⑥ 利用申込書または本規定に基づく届出事項について虚偽の事実があることが判明したとき
- ⑦ 契約者が本規定の各条項に違反したと当行が認めたとき

(4) 当行の判断によるサービスの一時中止または解約

当行は、契約者・当行間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと認めた場合、契約者に通知することなく本サービスの利用を一時中止または解約することがあります。

(5) 処理の中止

本サービスの契約が解約等により終了した場合、その時点までに振替の処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理を継続する義務を負いません。

第9条【紛議の解決】

(1) 本社と支社等との間における紛議

本サービスの利用にあたり、本社と支社等との間に紛議が生じた場合は、契約者の責任において解決に当たることとし、いっさい当行に迷惑・損害をかけないこととします。

(2) 契約者と当行の間の紛議

本サービスの利用に関し、万一紛議が生じた場合は、当行の責によるものを除き、契約者がいっさいの責任を負うこととし、当行に迷惑・損害をかけないこととします。

第10条【関係規定の適用・準用】

本規定に定めのない事項については、当行所定の普通預金規定(総合口座取引規定を含む)、貯蓄預金規定、当座勘定規定、当座勘定貸越契約書、〈はまぎん〉カードローン取引規定、〈はまぎん〉マイタウンカードローン取引規定により取り扱います。

第11条【規定の変更】

本規定に変更の必要がある場合には、次により取り扱います。

- ① 本規定を変更する場合は、変更する日の1か月前の応当日までに、当行ホームページに「変更する旨」と変更後の規定を掲載します。なお、書面による変更後の規定が必要な場合、契約者は当行本店あてに請求することとします。
- ② 本規定の変更後に契約者が新たに本サービスを利用したときは、「変更後の本規定」を承認したものとみなします。

第12条【有効期間】

本サービスの提供期間は利用申し込みの日から1年間とします。ただし、期間満了の2か月前までに契約者または当行が相手方に対して別段の意思表示を行わない場合は期間満了の翌日からさらに1年間継続することとし、以降も同様とします。

第13条【サービス種類・内容の変更、廃止】

当行は、当行の都合により、本サービスのサービス内容、種類を変更できることとします。また、相当な期間の事前の告知を以って本サービスを停止、または廃止できることとします。この場合、契約者は当行に対し、いっさいの異議を申し立てないこととします。

第14条【権利譲渡・質入の禁止】

契約者は本サービスの利用契約に関するいっさいの権利を第三者に譲渡し、または質入することはできません。

第15条【合意管轄裁判所】

本サービスの利用契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、当行の本店所在地を管轄する裁判所を専属合意管轄裁判所とします。

以上